

氏子狩帳よりみた木地屋集落の変貌

田 畑 久 夫

木地屋は、元来北海道を除くわが国の山岳地帯に広範囲に分布していた。にもかかわらず、これに関する研究は従来多くはなかった。とくに、地理学プロパーにおいては、その事例研究が非常に少ない。例えば、山口弥一郎⁽¹⁾・山口源吾・渡辺久雄の諸氏および筆者の研究⁽⁴⁾が認められる程度である。かかる木地屋は、トチ・ブナなどの原木を伐採してしまふと、新たな原木を求めて移動するのを常としていた。しかし、江戸中期頃になると、多くの木地屋は山中に定着を開始し、その一部は農業に従事するものも出現した。そこでこのように山中に定着し、ムラヅクリを実施したものを木地屋集落と名付ける⁽⁵⁾。今回は、このような木地屋集落の変貌を、木地屋に関しては唯一全国的な分析が可能な氏子狩帳を通して、検討をおこなう。

一、氏子狩帳の概略

氏子狩とは、一般に全国の木地屋の根元と称されている近江の蛭谷^{ヒル}および君ヶ畑（滋賀県永源寺町）から、各地の山中に分散している木地屋の間を順々に巡回しながら連絡をとる制度である。その時の巡回者・巡回先などを記録したのが氏子狩帳といわれているもの

史料一 蛭谷氏子狩帳口上

江州愛智郡筒井正八幡宮高舞殿廊下并長麻御本地堂及破損候故今亦依加修理候ニ御氏子衆不残御寄進所希者也

千時貞享四歳丁卯秋九月吉日

筒井神社 屋谷村惣中

麻生木地屋惣中 京木地屋惣中

式分 うち子かり

三匁五分 ゑ不しき

式匁五分 くわんと

式匁 な越しと

〔杉本寿『木地師支配制度の研究』ミネルヴァ書房一九七二—二〇四頁より〕

史料二 蛭谷氏子狩帳記載例（延宝七年一六七九）

花口 木地屋

一、六分 御初尾 勘左衛門

一、四分 氏子狩 同人

一、四分 初尾 喜左衛門

一、六分 氏子狩 同人

一、式匁五分 官途 同人

〔史料一と同書 一九六頁より〕

である。蛭谷の場合、これを蛭谷氏子狩帳とよび、君ヶ畑のものを君ヶ畑氏子狩帳と称するのである。従来この氏子狩帳に関しては、柳田国男⁽⁶⁾・牧野信之助⁽⁷⁾・杉本寿⁽⁸⁾・橋本鉄男⁽⁹⁾の諸氏による詳細な研究があり、特に杉本・橋本両氏によって、氏子狩帳そのものが全面的に復刊されている⁽¹⁰⁾。

蛭谷氏子狩帳は、残念ながらその前半部が欠如している。従って氏子狩が開始された年代は明確ではないが、現存する最古のものは正保四年（一六四七）である。また最後の巡回は、明治二六年（一八九三）で、二〇〇年以上にも及んでいる。この期間中に、間隔は一定していないが、三四回にも及ぶ氏子巡回が実施されている。一方、君ヶ畑氏子狩帳も、前半部が消失しており判明しないが、元禄七年（一六九四）から明治六年（一八七三）までのものが残存している。これは、同年次に実施された氏子巡回

が地域別に数冊に分けて綴られる場合が多いからである。以下において、氏子狩帳の特色をより明確にするため、両氏子狩帳の記載例の検討をおこなう。

蛭谷・君ヶ畑の両氏子狩帳は、記載形式が多少異なっている。蛭谷氏子狩帳では、多くの場合、その表紙に標題として、氏子駈・奉加帳などと書き、その裏には一部を除き、巡回寄進の大義名分の口上が史料一のような形式で記してあった。次に、うち子かり（氏子狩）・急不しき（烏帽子着）・くわんと（官途）・な越しと（直衣途）の合計四種類の寄進料が記載されていた。以上の表紙に続いて、いわば本文ともいべきものがある。蛭谷氏子狩帳の記載例は、史料二のような形式である。すなわち、最初に木地屋のムラの名称を示し、寄進した金額・寄進の種類・寄進者の名前という順序で列挙している。この史料二にみられる勘左衛門という木地屋は、戸主であり、四分の氏子狩を寄進している。つまり、家族数が二名であることが判明する。同様に、喜左衛門家も、家族数は二名である。この本文に続いて、最後には奥書があり、そこには、全国を巡回した巡回人の名前とその期間が記されていた。しかし、このような奥書があるのは若干で、多くの場合奥書は残存していない。この蛭谷氏子狩帳に対して、君ヶ畑氏子狩帳も、同様に、口上・本文・奥書という形式で一般的に構成されていた。前述の蛭谷氏子帳は、筒井正八幡宮のみをその主管として、全国の木地屋に巡回したものであった。従って史料一にみられる如く、口上は、筒井正八幡宮の破損・修理という形式をとる場合がほとんどであった。しかし、君ヶ畑側のものは、その巡回の主管系統が君ヶ畑の神主・金竜寺などに分か

れているという特色があった。この点のみが、前者と異なる点であり、形式上、他の点では大差がなかった。

二、戸数変化よりみた木地屋集落の変貌

史料二から判明する如く、氏子狩帳では、氏子巡回が実施された場合、その戸主名が寄進先とともに記載されていた。その結果、その年次における木地屋の戸数が判明する。君ヶ畑氏子狩帳より作成した木地屋戸数の変化は、図1にあらわした。この図1から、年度により相当の変化が認められる。特に注目すべきは、その終期に近い明治五年（一八七二）において、戸数が一〇〇〇戸を越えていた事実である¹¹³。これは、この年次の氏子狩が、一般のように神寺の寄進をつのるという形式ではなくて、氏子狩帳の副題に「諸国木地師人別帳」と記してあるように、戸籍作成との関連から特に厳密に氏子巡回が実施されたものである。同様のものとして、文政一〇年

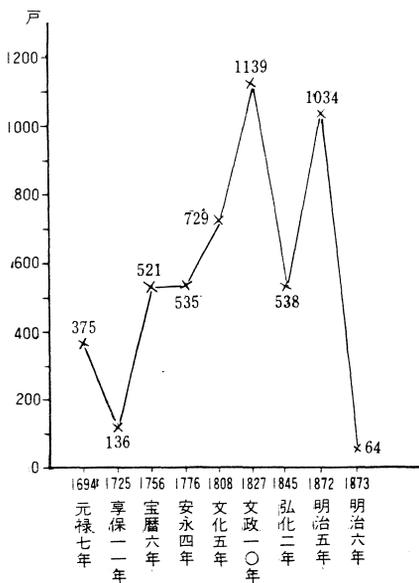


図1 木地屋戸数の変化 君ヶ畑氏子狩帳より
〔橋本鉄男『木地屋の移住史第1分冊』
1970より抽出作成〕

(一八二七)の氏子狩帳にも、その文中に「江州渡木地人別控」という記述がみられる。つまり、文政一〇年および明治五年にみられる数値が木地屋の戸数としては比較的正確であるとおもわれ、その他は、木地屋であっても、氏子巡回が実施されていない、いわゆる「帳外れ」となっていたために、数値に大きな隔たりが生じたとなさされているのである。なお文政一〇年の氏子狩帳記載の木地屋のムラ数は、一九一であり、明治五年では二八八であった。従って前者では一ムラ平均の戸数が約六・〇となり、後者では約三・七となる。特に後者の場合、木地屋のみでは、ムラを維持することが困難なようにおもわれる。次に、これまで述べてきたマクロな分析を踏まえて、本巢郡および麻生木地山の両木地屋集落を事例として、個別の木地屋集落の戸数を追求すをことで、その変貌を検討しよう。

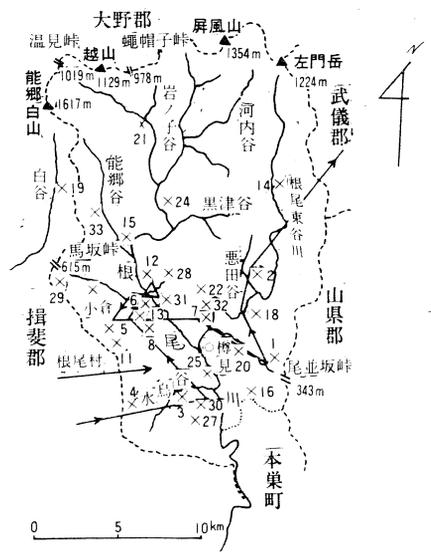
(1) 本巢郡における木地屋集落の場合

本巢郡は、岐阜県の西北部に位置する。北は越美山地によって福井県に接する山間部を占める。図2は、本巢郡内における木地屋の戸数の変化を、蛭谷・君ヶ畑の両氏子狩帳より作成したものである。図中にみられる3・1という数字は、そのムラにおいて氏子狩帳の記載から認められた戸数を表わしている。また、連続して氏子狩帳に同一のムラが記載されている場合は、横線でつないでいる。例えば、図中の奥谷は、本巢郡に巡回が実施された初年度である宝永四年(一七〇七)から、巡回の最後年度である明治一三年(一八八〇)まで連続して巡回がおこなわれていたことを示している。ここには、当初木地屋が三戸入植した。その後原木の不足のためか、戸数は一戸に減じた。しかし、下って天保頃になると、付近の原木が

再び多くなつたためか奥谷には木地屋が増加した。その後多少の変化をとめないながら、木地業を継続していくのである。なお、奥谷では昭和初期まで、木地業が営まれていた。現在では、戸数二三戸の内かつて木地業をおこなっていた家が二戸存在する。このように奥谷は、戸数の変化が激しい。これは、上述の如く、原木の不足によるものと考えられ、木地屋の移動性の一端が伺われる。同様に郷山の場合も、戸数が七↓一〇↓八↓二一と変化し、奥谷以上に変動が著しい。また、括弧内は、そのムラの構成人員を表わしている。例えば、宝永四年(一七〇七)の奥谷は戸数が三で、構成人員は二一であった。図2より、奥谷・松田山・八谷などは、連続して氏子巡回がおこなわれ、ムラまたは場所として木地屋の定着性が高いことが伺える。しかしながら、敷原・能郷・奥谷山などは、ある年度しか記載がなく、ムラあるいは場所としての木地屋の定着性がなかったことを示し、木地屋の移動性の激しさがここでも理解される。さらに、同一ムラあるいは場所に、再度定着するということは、この図2からは読みとれず、一般にいわれている木地屋の周期性は十分に把握できなかった。しかし、年度により戸数が増加している所、例えば天保元年(一八三〇)の奥谷、安政四年(一八五七)の能郷山の事例などから、木地屋の周期性がないわけでもないもので、今後再検討する必要がある。

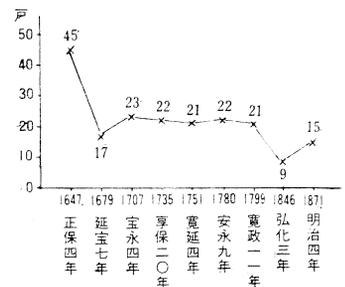
図3は、図2で認められたムラ名ないし地名を、現在のものに比定したものである。しかし、敷原・をさニ谷・初鹿谷・小麻山は、木地屋独自の木地屋言葉で表現されているためか、比定できなかった。この図3より、かつて木地屋が定着した場所が推定できる。そ

子狩帳に記載がある場合には、かならずその筆頭に巡回が実施されるほど、典型的な木地屋集落である。図1は、麻生木地山の戸数の変化を氏子狩帳から抽出したものである。図1から、正保四年（一六四七）当時では、戸数が四五であったことが判明する。その後一時は五〇戸にもなり増加したが、以後寛政一一年（一七九九）まで二〇数戸を維持していた。この期間が木地業を専業とするムラとして最後の期間ではないかと考えられる。史料上の制約から早断はできないが、この二〇戸という戸数は、麻生木地山が木地屋集落として維持していくには最小限のものであったとおもわれる。その後五〇年後の弘化三年（一八四六）では、戸数が九戸と半減し、ムラとしての機能をもたなくなり、さらには木地屋以外の人々も定着を開始してくる。この様子は、同年の蛭谷氏子狩帳に記されている庄屋のみが小椋姓ではないことから容易に理解できる。その後他の史料によると、明治四年（一八七一）には、戸数が一五戸にも増加しているが、その当時木地屋は、一人も麻生木地山にはいなかったの



(注) ○番号は第1図と対応する。
○9、10、17、26の場所は不明
○矢印は、本巣郡内の典型的な氏子巡回コースを示す。

図3 本巣郡における木地屋関係地名



(注) 寛文10年(1670)では、戸数が50戸に増加しているが、本図は、約30年毎の戸数変化を示したため、読みとれない。

図4 麻生木地山の戸数変化

には具体的な地域を分析したが、全国レベルでのマクロな分析を中心に、論を展開してきた。その結果、
(1) 江戸期から明治初年までの木地屋の戸数が、数値には多少正確さを欠くとしても、判明したこと。特に、文政一〇年（一八二七）および明治五年（一八七二）の両年度のものは、その信ぴょう性が高いこと。
(2) ある年次のみならず氏子狩帳に記載がみられ、それ以後は記載が認められない木地屋が多数存在した。つまり、原木を求めて移動する木地屋の移動性が史料的に裏づけされたこと。
などが判明し、その収穫は大きい。しかしながら、いわゆる「帳外れ」の木地屋が存在することで、氏子狩帳が全国の木地屋全員をカバーしてないことや、その前半部が両氏子狩帳ともに欠如しているという史料上の制約も存する。今後、他の諸史料とあわせて検討すれば、一層効果的に氏子狩帳を利用できるとおもわれる。

である。すなわち、木地屋は、他の地域へ移動してしまっていたのであった。

三、まとめ

今回は、氏子狩帳を利用した木地屋集落の変貌の解明のいわば序論に相当するものである。従って、一部

付記 本稿作成にあたり常日頃御指導をいただいている小林・春日・服部の諸先生をはじめとする大阪市立大学地理学教室の先生方に、深謝の意を表するものである。なお、本稿の骨子は、日本地理学会一九七七年度総会・春季学術大会（於横浜国立大学）において口頭発表した。

注

- (1) 山口弥一郎「会津地方に於ける木地小屋」民族学研究五二、一九三九、同著『山口弥一郎選集、第五卷生活と機構（上）』世界文庫、一九七四、三〇一〜三一八頁に再録
- (2) 山口源吾『高距限界集落―おもに中央日本を例として―』大明堂、一九七四、一五〜二〇頁
- (3) 渡辺久雄「但馬の木地師分布」兵庫県の歴史一〇、一九七三、八〜一四頁、「木地師の一生―兵庫県美方町の場合―」神戸女学院編集二二―三、一九七六〜一四三頁
- (4) 拙稿「わが国における山村研究の系譜とその問題点―木地屋のムラの場合―」人文地理、二七―四、四六〜七四頁。「揖斐川上流の木地屋集落の崩壊過程―小津の場合―」歴史地理学紀要一八、一九七六、二四九〜二七一頁
- (5) 前掲(4)、一九七六 二四九頁
- (6) 柳田国男「史料としての伝説」史学四―二、一九二一、「定本柳田国男全集 四卷」筑摩書房 一八七〜二八四頁に再録
- (7) 牧野信之助「所謂木地屋根元の史料」歴史と地理、二一―一、四、一九二七、同著『土地及び聚落史上の諸問題』河出書房、一九

三八、三〇六〜三五八頁に再録

(8) 杉本寿『木地師支配制度の研究』ミネルヴァ書房、一九七二

(9) 橋本鉄男『木地屋の移住史 第一分冊君ヶ畑氏子狩帳』民俗文化研究会 一九七〇。

10 前掲(8)および(9)を参照

11 氏子狩帳の他の記載例より推定した。

12 蛭谷氏子狩は、一年単位で氏子巡回が終了していない点や、同年

次の巡回と同じ場所が再度巡回されていることもあるので、割愛した。

13 明治五年の君ヶ畑氏子狩帳は、合計三冊存在したらしいが、現存するものは二冊のみである。前掲(9)、二八〜七九頁参照

14 この点に関しては、木地屋のムラの起源も含めて、氏子狩帳だけではなく、今後の史料からも検討していきたいと考える。

15 地点あるいは場所とした方がよい場合もあるが、ここでは、多くの場合、ムラとして統一しておいた。

16 いづごろから木地屋に対して小椋姓が一般的に使われるようになったかは不明である。また麻生木地山に木地屋がなぜこの時期になくなったかも不明である。が、原木を伐り尽したのが最大の原因であろうとおもわれる。

17 前掲(9)、八三頁

18 同様の主旨で、以下の口頭発表をおこなった。「氏子狩帳からみた木地屋集落の変貌（第二報）―東北地方の場合―」昭和五二年度日本地理教育学会大会（於京都教育大学）、「氏子狩帳からみた木地屋集落の変貌（3）―四国の場合―」一九七七年度人文地理学会大会（於大阪市立大学）